

特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会認定  
ハーバルセラピスト認定校  
CARA-CARO フィットセラピースクール  
受講規則

平成 29 年 6 月 20 日施行

(趣旨)

第1条 この規則は、認定教室認定者 CARA-CARO フィットテラピースクールの受講について規定する

(認定校の名称と所在地)

第2条 本校の名称

CARA-CARO フィットテラピースクール

2 本校の所在地

神戸市中央区磯辺通1丁目1-5 アーバネックス1402

(使用するテキスト)

第3条 テキストは、協会指定の『メディカルハーブ』を使用する。

2 テキストの代金は、本受講料には含まれない。

(カリキュラムについて)

第4条 本講座は、テキスト『メディカルハーブ』を用いて、以下の標準カリキュラムに従って授業を行う。

2 実習の空欄箇所については当校独自の実習・デモンストレーションとなる。

回	内容	実習
1	メディカルハーブの歴史と今後の展望	
2	メディカルハーブの基礎知識 1	
3	メディカルハーブの基礎知識 2	
4	アロマセラピーの基礎知識	
5	メディカルハーブと精油の安全性	
6	メディカルハーブ製剤 1	
7	メディカルハーブ製剤 2	チンキ 浸出油 (インフューズドオイル)
8	代謝を助けるメディカルハーブ	
9	ライフスタイルの改善と QOL の向上	
10	生活習慣病の予防に役立つメディカルハーブ	

1 1	外敵から身体を守るメディカルハーブ	
1 2	ストレス対策と心身症の予防に役立つメディカルハーブ	
1 3	女性のためのメディカルハーブ	
1 4	若さを保つメディカルハーブ	
1 5	五感の刺激とメディカルハーブ	
1 6	キッチンファーマシー（わが家の台所薬局）	
1 7	ハーバルライフのデザイン	
1 8	自然治癒力を高めるライフスタイル	

（クラスの定員について）

第5条 本講座の定員は8名までとする。

（受講期間について）

第6条 本講座は全18単位（36時間）で、講座の実施は1日2単位（4時間）までとする。

2 本講座は資格認定試験の1ヶ月前には終了する。

（修了の認定および修了証の発行）

第7条 全18単位のうち13単位以上出席した者には、本認定校の認定講座修了の要件を満たした証となる、日本メディカルハーブ協会規定の修了証を発行する。

（受講資格について）

第8条 受講は、受講申し込みをした本人のみが可能とする。

2 本規則第9条による選考後、支払い期日までに、受講に必要な費用の納入が確認できた者とする。

3 18歳未満の申込者は保護者の同意を必要とする。

4 他人への貸与、譲渡は認められない。

（選考方法について）

第9条 本校の受講にあたり、書類や面接などの選考は設けず、次の要件が揃ったものから先着順にて受付し、定員に達した時点で締め切りとする。

2 第10条に定める手続きを終了したもの

（手続き方法について）

第10条 本校の定める受講申し込みに必要な事項（別紙またはWebサイトの申し込みフォーム参照）を、記載して提出する。

- 2 本校の定める受講に必要な費用（別紙）を、指定の口座へ支払い期日までに納入する。
- 3 受講料の支払いを持って、本規則に同意したものとみなされる。

（授業の振替、補講について）

第11条 本人の都合により欠席した講座についての振替、補講は、本校が定める条件の範囲で、本校が定める期限内において行うこととする。

2 講師の都合や振替先の定員、本校の教室利用状況において振替、補講が受講者の希望に沿わない場合があることを受講生は承諾する。

3 講師の都合や振替先の定員、本校の教室利用状況において振替、補講が期限内に実施できない場合があることを受講生は承諾する。

4 本規則第12条による振替・補講については本校と受講者の協議の上で行うこととする。

（休講について）

第12条 天災、交通機関のストライキ、講師の病気・事故その他の事情により止むを得ず休講する場合は、本規則第11条3項に従い振替・補講を行うこととする。

2 天災、交通機関のストライキ、講師の病気・事故その他の事情により、開始時間を30分経過しても講座が始められない場合は休講とする。この場合も、本規則第11条3項に従い振替・補講を行うこととする。またこの場合の本校までの交通費など一切の費用負担は行わない。

（講師の代行について）

第13条 天災、交通機関のストライキ、講師の病気・事故その他の事情により止むを得ない場合は、別の講師の代講によって講座を行うこととする。

（受講の取り直し キャンセル 補講のキャンセル）

第14条 講座受講をキャンセルされる場合は速やかに本校まで連絡すること。

2 本講座の受講には、クーリングオフが適用される。契約した日から8日間を期限とし、受講生自らが書面の郵送にて解約を申し入れた場合は、

本校は納入された受講料など一切の費用を全額返還する。ただし契約日から8日間以内に開講日が含まれる場合は開講日以降のクーリングオフ適用はしないものとする。

3 本講座はクーリング期間終了後から開講日までの中途解約が可能である。中途解約については、指定の書面にて受講生自らが申し入れ、本校が受理した日を解約日とする。

4 中途解約した場合の手数料キャンセル料は次の通りである

・開講日1ヶ月以上前のキャンセル：全額返金

クレジットカード決済の場合は、受講料からカード決済手数料3%を引いた金額を受講生へ返金

振込にかかる手数料は受講生負担

・開講日21日前から1ヶ月以内：受講料からキャンセル料30%を差し引いた金額を受講生へ返金

クレジットカード決済の場合は、受講料からキャンセル料30%を差し引いた金額から更にカード決済手数料3%を引いた金額を受講生へ返金

振込にかかる手数料は受講生負担

・開講日11日前から20日前まで：受講料からキャンセル料50%を差し引いた金額を受講生へ返金

クレジットカード決済の場合は、受講料からキャンセル料 50%を差し引いた金額から更にカード決済手数料 3%を引いた金額を受講生へ返金

振込にかかる手数料は受講生負担

- ・開講日前日から 10 日前まで：受講料からキャンセル料 70%を差し引いた金額を受講生へ返金  
クレジットカード決済の場合は、受講料からキャンセル料 70%を差し引いた金額から更にカード決済手数料 3%を引いた金額を受講生へ返金  
振込にかかる手数料は受講生負担
- ・クレジットカード決済の場合は、翌月の 25 日に返金
- ・すでに開講した講座については、受講生が欠席している場合でも受講料の返還は一切受け付けない。
- 5 すでに日程が決定した補講のキャンセルについては、受講生は本校へ補講 4 時間あたり 8000 円のキャンセル料の支払うこととする。
- 6 受講者が書店などで事前に購入した書籍やテキストについては本校では返金は受け付けないものとする。

(遅刻・欠席の場合)

第 15 条 遅刻・早退は 30 分まで認め、出席とみなす。それを超える場合は欠席とする。

2 無断での遅刻、欠席、早退が続く場合、当校の判断で除籍となる場合があります。

(禁止事項など)

第 16 条 本規約に違反する行為

- 2 他の受講生または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- 3 本講座に関連して営利活動（ビジネス）・宗教上の勧誘等を行う行為
- 4 本校が不適切と判断する行為
- 5 その他、法令・公序良俗に違反する行為

(受講上の注意)

第 17 条 本教室内での写真、ビデオ撮影、録音、携帯電話・スマートフォン、PC・タブレットの使用は禁止とする。

- 2 親族・ペット・友人などを伴っての受講は認められない。
- 3 本規則に従わない、また講師及び他の受講生への迷惑を及ぼす、本校の近隣の施設や地域への迷惑行為があった場合、又注意後に改善が見られない場合は、以後の受講を認められない。
- 4 本教室内での喫煙・個人的な飲食は原則として認められない。受講者の事情によりやむを得ない場合は、事前に申し出の上許可を取ることにする。

(著作権について)

第 18 条 本校が本講座で使用するテキストや配布資料の著作権は、『メディカルハーブ』については特定非営利活動法人日本メディカルハーブ協会が、当校オリジナルテキスト並びに配布資料については当校に帰属する。

2 当校が独自に提供・使用する教材、案内その他の印刷物、ソフトウェア、デジタルデータを問わず著作権、特許、商標、意匠、ノウハウその他の知的財産権は、本校又は本校が使用許諾している第三者に独占的に帰属し、下記の行為は認められません。

- ・テキスト・教材の無断での複製、引用、翻訳、翻案、転載
- ・第三者に対する開示、頒布、販売、譲渡、貸与、送信
- ・教材の全部又は一部の改変、派生的制作物作成（内容やレシピの二次利用）

(無断開示・教示等の禁止)

第19条 受講生が、有償、無償を問わず、第三者に本校及び該当講座の技術・技能を開示、漏洩、提供、教示するためには、CARA-CAROによる事前の書面による許可を必要とします。

(損害賠償)

第20条 受講生の方または受講申込をされた方が、本規約または法令に違反する行為を行い、その結果本校または第三者に損害を与えた場合、当該受講生の方または受講申込をされた方は、本校の被った一切の損害の賠償をする責任を負うものとします。

(免責)

第21条 本校は、その責めに帰することができない事由により生じた損害その他以下の各号の事由に起因して生じた損害については、債務不履行、不法行為を問わず一切の責任を負わないものとします。

- 交通機関のトラブル、台風・地震等の自然災害に起因して発生した損害
- 本校の講座により習得した知識、技能を不正確または不適切に使用したことにより、受講生または第三者に発生した損害
- 受講生同士または受講生と第三者との間での個人的な問題により発生した損害
- 第三者の故意による介入により生じた損害
- 受講生の方の貴重品に関する盗難や破損などの事故や損害

(合意管轄)

第22条 本規約に関する訴訟については、神戸地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

(協議)

第23条 本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、本校と受講生間にて誠意をもって協議の上解決するものとします。本規約につきましては、ご入金手続きをいただいた時点で、本規約記載内容に同意したものとみなします。

2017年6月20日  
CARA-CARO フィットテラピースクール

新型コロナウイルス感染症対策特例措置について別紙記載あり